

ス・スクエア事業、社会教育事業や文化・スポーツ教室を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供する。両施設とも管理・運営業務はPFI方式で行っており、東京スポーツ文化館は、PFI区部ユース・プラザ（株）が、高尾の森わくわくビレッジは京王ユース・プラザ（株）がそれぞれ受託している。

区部ユース・プラザは今年度末をもって、20年間の第一期事業が終了し、第二期事業として5年間の実施を予定している。また、第二期終了後の区部ユース・プラザのあり方について、区部ユース・プラザ基本構想検討委員会を設置し、検討を進めている。

4 適切な文化財の保護施策の実施（地域教育支援部）

(1) 文化財の保護

ア 文化財保護審議会

教育委員会の諮問に応じて文化財の指定、保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。

イ 文化財調査活動

都内に遺存する文化財の現状を把握するとともに、文化財及び伝統的技術の現存状況の実態を調査し、保護計画立案の資料とする。

ウ 文化財の保存助成

文化財を良好な状態で保存し後世に伝えるために、文化財の復原修理、破損修理、無形文化財の保存・伝承に関する事業など、多額の経費を要するものに補助・助成する。

エ 文化財の保護管理

都教育委員会が管理団体となっている文化財の管理を行うほか、指定文化財の所有者又は管理者に対して、管理公開謝礼を支払う。

オ 文化財保護思想の普及

「文化財の保護」、「東京の文化財」等の啓発資料の作成及び配布、文化財記録映画作成を行う。また、都民俗芸能大会や日本伝統工芸展など文化財関係事業の共催・後援を行う。

カ 東京文化財ウィーク

11月3日の文化の日前後に、都内全域で様々な文化財を公開するとともに、文化財関連企画事業を実施し、多くの都民等にこれらの文化財に触れる機会を提供する。

キ 銃砲刀剣類の登録

都民の所持する美術品又は骨董品として価値のある火縄式銃砲等古式銃砲及び美術品として価値のある刀剣類の登録を行う。

ク 博物館の登録等

教育及び文化の発展に寄与することを目的とした都内に所在する博物館について、博物館法に基づき登録、登録事項の変更及び登録の抹消を行う。

(2) 埋蔵文化財の保護管理

ア 埋蔵文化財の保護管理

都内に残されている埋蔵文化財（土地に埋蔵された文化財）を保護するため、遺跡の周知徹底を図る。遺跡の保存が難しい場合は、発掘調査を実施し、記録保存を行う。また、発掘調査の成果を活用し、普及啓発を行う。

イ 出土品の保管（埋蔵文化財収蔵庫）

都内埋蔵文化財の調査により出土した資料等を収蔵管理し、資料等の貸出しにより活用を進め埋蔵文化財の広報・普及を図る。

ウ 東京都立埋蔵文化財調査センターの管理運営

発掘調査に伴う出土品と調査記録等を適切に保管するとともに、調査研究、出土品等の資料展示による普及事業を行う。

なお、埋蔵文化財調査センターの管理運営は、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入し、現在は公益財団法人東京都教育支援機構へ委託している。

- (ア) 多摩ニュータウン区域内からの出土品を中心とした常設展示・企画展示
- (イ) 縄文時代集落の遺跡を遺跡庭園「縄文の村」として整備・公開
- (ウ) 博物館や文化財関係機関等の要請に応じた収蔵品の貸出し

5 東京都教育の日（地域教育支援部）

都民の教育に対する関心を高め、次代を担う子供たちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るため、平成 16 年 2 月に、毎年 11 月の第一土曜日（令和 5 年度は 11 月 4 日）を「東京都教育の日」と定めた。